

大分類A—農業

総説

この大分類には、農業およびこれに直接関係するサービス業を営む事業所が分類される。

事業所

農業を営んでいる事務所または業主の住居が、分類を適用する単位としての農業事業所である。

農業事業所には、農場、乾燥場、酪農場、種畜場、温室、食用菌栽培場、養蜂場、草生地などが含まれる。

農家が農業以外の経済活動をおこなつていても、それが同一構内(屋敷内)でおこなわれているかぎり、原則としてそこに複数の事業所があるとはしない。ただし、その事業所の主たる経済活動の判定が困難な場合には、店舗あるいは常用労働者を使用する工場などがあれば別にそれらの事業所があるものとする。

農業と他産業との関係

(1) 農家で製造活動をおこなつている場合

(i) 主として購入の原材料を使用して製造、加工をおこなつている場合は農業活動とはしない。

(ii) 主として自家栽培の原材料を使用して製造、加工をおこなつている場合は農業活動とする。ただし同一構内に工場、作業所と見られるものがあり、その製造活動に専従の常用労働者を使用するときは農業活動とはしない。

(2) 農業協同組合の事業所で主要業務を容易に決定しえないものは大分類L—サービス業[8311]に分類される。主要業務を容易に決定しうるものは、主要業務によつてそれぞれの産業に分類される。

(3) 愛知用水公団、森林開発公団は大分類L—サービス業[8381]に分類される。

(4) と畜場、と畜請負業は大分類L—サービス業[9441]に分類される。

中分類 01—商品生産農業

総 説

この中分類には、農業生産物を3万円（1949年基準以下同じ）以上販売する農業事業所が分類される。農業生産物を3万円未満しか販売しない農業事業所は中分類02—非商品生産農業に分類される。

この商品生産農業は、主な収入のもととなる農業生産物の種類、あるいはその一群の種類によつてつぎの七つの小分類に分けられる。

- (1) 穀作農業
- (2) 穀作以外のほ場作物農業
- (3) 果樹、樹園農業
- (4) 特殊園芸農業
- (5) 奮産農業
- (6) 養蚕農業
- (7) 各種農業

(1)から(6)までは、それぞれ生産物あるいは一群の生産物の販売額が農業生産物総販売額中最高重要度を占める農業である。(7)は農業生産物の総販売額は3万円以上になるが、農業生産物のどの種類、あるいは一群の生産物の販売額をとつても、農業生産物総販売額中に占める重要度が等しい場合の農業をいう。

小分類 細分類
番号 番号

011 穀作農業

0111 穀作農業

農業生産物の総販売額が3万円以上で、そのうち穀物の一種類または二種類以上をあわせた販売額が最高重要度を占める農業をいう。

穀物とは、米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆の九種類をいう。

○穀作農業；米作農業；麦作農業；雑穀作農業；穀作農業会社

中分類01—商品生産農業

012 耕作以外のほ場作物農業

0121 耕作以外のほ場作物農業

農業生産物の総販売額が3万円以上であり、そのうち穀物（米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆）以外の露地に栽培される作物を一種類または二種類以上あわせた販売額が最高重要度を占める農業をいう。本分類には、田または畑に栽培される木本植物以外のすべての作物が含まれる。たとえば甘しよ、馬鈴しよのような主要作物、野菜、通常園芸作物といわれる花類、亜麻とかはつか（薄荷）のような工業用作物などが含まれる。

○馬鈴しよ作農業；甘しよ作農業；琉球いも作農業；そ菜作農業；花類栽培農業；すいか、メロン、トマト作農業；工業用作物栽培農業（油糧作物、繊維作物農業のほか、はつか、たばこ、除虫菊、サフランなどの薬用作物の栽培をおこなうもの）

013 果樹、樹園農業

0131 果樹、樹園農業

農業生産物の総販売額が3万円以上であり、そのうち果樹、茶、こうぞ、みつまたなどのような、木本植物を栽培して得られる生産物の一種類または二種類以上をあわせた販売額が最高重要度を占める農業をいう。

○果樹栽培農業（りんご、ぶどう、みかんその他の果樹のほか、くり、くるみなどの堅果の栽培農業も含まれる）；こうぞ、みつまた栽培農業；たけのこ（筍）栽培農業；茶作農業（茶生葉、または主として自家生産葉から製造加工した荒茶および仕上茶の生産をおこなうもの）；果樹苗木栽培業；桑苗栽培業

014 特殊園芸農業

0141 特殊園芸農業

農業生産物の総販売額が3万円以上であり、そのうち主として温室栽培、フレーム栽培、石垣栽培、穴ぐら栽培など、特殊施設を用いておこなう園芸作物の販売額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類に含まれる農業の生産は、特殊施設を用いておこなわれるということが必要条件であつて、作物の種類が何であるかをとわない。

○温室栽培農業；フレーム栽培農業；石垣栽培農業；穴ぐら栽培農業（きのこ、野菜、もやしなど）；しいたけ（椎茸）栽培農業；薬用植物栽培農業（屋根おおいなど特殊施設栽培によるもの）；ふせ床栽培農業

中分類01—商品生産農業

015 畜産農業

0151 畜産農業

農業生産物の総販売額が3万円以上であり、そのうち畜産物、酪農品の販売額が最高重要度を占める農業をいう。

本分類には家畜、家きん(家禽)、毛皮獸などの育成、肥育、採卵、酪農品の生産などをおこなう農業が分類される。

○畜産農業：牛馬育成農業；養鶏農業；酪農農業（牛乳、やぎ乳、自家産原料によるバター、チーズなどの生産をおこなうもの）；毛皮獸養殖業；養蜂業

016 養蚕農業

0161 養蚕農業

農業生産物の総販売額が3万円以上であり、そのうち繭および蚕種の販売額が最高重要度を占める農業をいう。

○養蚕農業：蚕種製造業

017 各種農業

0171 各種農業

農業生産物の総販売額は3万円以上になるが販売するどの農産物、あるいは一群の農産物をとつてみても重要度の決定しえない各種の農産物を生産販売する農業をいう。

○各種農業

中分類 02—非商品生産農業

総 説

この中分類には、農業生産物を3万円（1949年基準以下同じ）以上販売しない事業所が分類される。ただし、試験農場および学校農場は大分類 L—サービス業〔それぞれ9373および90〕に分類される。

小分類 細分類
番 号 番 号

021 非商品生産農業

0211 非商品生産農業

農業生産物の総販売額が3万円未満の農業をいう。

- 穀作農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；そ菜作農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；果樹、樹園農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；特殊園芸農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；畜産農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；自給農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）；副業農業（農業生産物の総販売額が3万円未満のもの）
- ✗農事試験農場〔9373〕；学校農場〔90〕

中分類 05—農業的サービス業

総 説

この中分類には、農業事業所にたいして、請負あるいは契約または委託を受けて農業に直接関係する専門的業務のサービスをおこなう事業所が分類される。

農業的サービス業は、その主な収入を請負によるサービスとして受け取るものであつて、収入の主な原泉を農業生産物の販売によつて他の農業と区別される。

農家から委託をうけて精穀、製粉などの貯加工をおこなう事業所および農具の修理などをおこなう事業所は、大分類L—サービス業〔それぞれ8191および85〕に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

051 農耕サービス業

0511 農耕サービス業

農業事業所の生産した穀物の脱穀、調整、あるいは農業事業所でおこなう植付、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去などの作業を請負でおこなうものをいう。

○脱穀業(農家と請負契約によつて脱穀をおこなうもの); 協同脱穀場(農家が自己の農産物を調整するため協同組合またはその他の組織によつて運営するもの); 農業用水供給事業; 農業排水事業; 水利組合; 農耕請負業; 農家共同の葉たばこ乾燥場

×精米業(農家の家庭消費用として精米をおこなうもの)〔8191〕; 農業協同組合(主要業務を容易に決定しえないもの)〔8311〕

052 養蚕サービス業

0521 養蚕サービス業

主として請負で蚕種製造、生繭処理、稚蚕飼育などをおこなう事業所をいう。

請負でおこなわない蚕種製造業は、蚕種の販売額が3万円(1949年基準以下同じ)以上の場合は中分類01〔0161〕に、3万円未満の場合は中分類02〔0211〕に分類され、請負でおこなわない生繭処理業は中分類40~41〔4011〕に分類される。

○蚕種製造請負業; 生繭処理請負業; 稚蚕飼育請負業

中分類05—農業的サービス業

053 農産サービス業

0531 農産サービス業

主として請負で種つけ、ふ卵(孵卵)などをおこなう事業所をいう。

○種つけ請負業；ふ卵請負業；羊毛刈請負業；と毛(兎毛)刈請負業

054 園芸サービス業

0541 園芸サービス業

主として請負で築庭、庭園樹の植樹、庭園、花壇の手入などをおこなう事業所をいう。

ただし、公衆道路、運動場などの土木事業をともなう公園造成を主として請負う事業所は大分類E[151または152]に分類される。

○造園業；植木業(主として庭園作り、または手入などをおこなうもの)